

## 周南市介護保険住宅改修 受領委任払 Q & A

### 【研修会・登録関係】

Q 市外の施工事業者は登録の対象になりますか。

A 市内に十分な施工事業者があり、市内業者の育成を目的としているため市内業者のみを対象としています。

Q 研修会受講は必須となりますか。

A 介護保険の給付は、単なる施工ではなく、保険料と税金から支払われるため、適正かつ必要な施工が求められることから、必要な知識を習得してもらうために受講の必要があります。

Q 登録申請書はどのように記入したらいいですか。

A 市に提出した法人等の開設の届けと同じ内容を記入してください。  
※代表者と口座名義は同一としてください。

### 【申請・審査関係】

Q 住宅改修の事前申請後、施工箇所等の変更が生じた場合はどうすればいいですか。

A 基本的には事前申請からのやり直しとなります。  
ただし、手すりの向きや金額が変わらない軽微な変更と市が判断した場合は、申請は有効と考えます。判断に迷う場合は施工を保留とし市に問い合わせてください。  
また、変更があった場合は完了後の写真等に変更理由・変更箇所等を書き加えて書類を提出してください。

Q 住宅改修完了届の時、事前申請と異なる施工等をしていた場合はどうなりますか。

A 事前申請と異なる施工が行われていた場合、当該施工部分は介護給付対象外となるため、実費負担となります。

Q 登録事業者が、被保険者の過去の住宅改修費の給付実績を知るにはどうしたらいいですか。

A 過去に給付実績があった場合、今回の給付費から前回の給付費を除く必要があるため、担当のケアマネジャーを通じて市に確認をしてもらうようになります。

Q 受領委任払の対象と判定する基準日はいつですか。

A 住宅改修着工日が基準日となります。

Q 事前申請を出したらすぐに着工しても良いですか？

A 必ず市の承認を確認してから着工してください。  
承認前に着工をされると給付ができません。  
事前申請後、市から被保険者あてに「住宅改修事前承認通知」を送付します。またケアマネジャーへ電話での連絡を行っていますので、必ず確認後に着工をしてください。

## 【支払い・通知関係】

Q 施工後、登録事業者にはいつ頃の振り込みになりますか。

A 市の振込日は月3回（5日、15日、25日。休日の場合は前平日）あり、市に完了届を提出された後、概ね1か月～1か月半後に振り込みます。また、被保険者ごとの給付額で振り込みます。

振込は、記帳にて確認してください。

振込予定日の1週間前に『受領委任払振込通知書』を各業者に通知しています。

## 【添付書類について】

Q 見積書や領収書などの添付書類のあて名は誰にしたらいいですか。

A 被保険者のための施工であることから、あて名はすべて被保険者名で記載してください。

Q 見積書は、どのようなものを提出したらいいですか。

A 施工一式〇〇〇円という記載ではなく、施工に必要な材料ごとの詳細を記載してください。（様式1）を参考にしてください。

Q 平面図は、どのようなものを提出したらいいですか。

A 被保険者の日常生活導線を把握するため、施工階全体の平面図を描いてください。

Q 写真は、どのようなものを提出したらいいですか。

A 平面図と合わせて施工場所の確認・特定を行うため、施工箇所と周囲の状況が把握できる写真が必要です。

（※段差解消の改修工事の場合は、必ずメジャー等で高さを測った写真が事前申請・完了届時ともに必要です）

なお、必ず事前申請前1ヶ月以内の日付の入った写真が必要です。カメラの日付入機能を使うか、日付入機能がない場合には黒板や紙などに「令和〇年〇月〇日撮影」というような記載をし、一緒に撮影してください。写真撮影後、パソコンなどで日付を入れたものは認められません。

鮮明に写っていない写真や縦横比を修正しているものなどは、差替えをお願いすることがあります。

Q 利用限度額を超過した場合、領収証の金額はどのように記載したらいいですか。

A 「保険給付対象額」の自己負担分+保険給付対象外の金額を記載してください。（領収証はコピー可。）（「保険給付対象額」とは…事前に被保険者へ通知している「住宅改修事前承認通知（受領委任払）」の支給対象予定額のこと。）

例) 30万円の施工をし、これまでに住宅改修の利用実績がない場合で、住宅改修費の20万円が介護給付対象となる場合。

【1割負担の場合】

2万円（利用限度額20万円の1割分）+10万円（20万円超過分）=12万円

## 【その他】

Q 介護保険対象施工と対象外施工を一緒に行ってもいいですか。

A 介護保険対象の住宅改修施工（受領委任払）制度となりますので、できるだけ別々の施工にしてください。どうしても一緒に行う場合は、施工対象と施工対象外の内容が分かるように見積書及び内訳書を作成してください。

Q 登録事業者は、被保険者から受領委任制度の意向があった場合、断ることが出来ますか。

A 正当な理由なく断ることはできません  
（場合によっては、期限付きで登録が取消しとなることがあります）。  
なお、受領委任払を行わず償還払いを行うには、被保険者の了承が必要です。

ただし、給付制限を受けている被保険者は受領委任払制度を利用できませんので、償還払での改修となります。

Q 支払い方法は受領委任払のみになりますか。

A 「償還払」及び「受領委任払」もできます。

Q 入院・入所中でも住宅改修はできますか？

A 住宅改修は「在宅サービス」のため、入院・入所中の利用はできません。  
例外的に、退院するにあたって事前に住宅改修の必要性がある場合は事前申請を受け付けます。ただし、在宅に戻らず別の施設等に入所した場合は給付ができませんのでご注意ください。

Q 夫婦で介護認定があるので、洋式便所への取替え改修を2人併せて40万円の住宅改修費の申請ができますか？

A 各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請する必要があるため、2人で重複箇所の改修をすることはできません。いずれか一方で必要性が高い方からの申請となります。